

伊勢市空家に住んでみません家事業家賃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家バンク制度の利用及び本市への移住の促進を図るため、空家バンク制度を利用して住宅を賃借する移住者に対して、当該賃借に要する費用の一部として予算の範囲内において補助金を交付することに関し、伊勢市補助金等交付規則（平成17年伊勢市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、伊勢市空家バンク制度実施要綱（平成29年8月28日施行）において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家住宅等 登録空家等で、住宅（賃貸共同住宅及び併用住宅を除く。）として使用するものをいう。
- (2) 移住者 本市の区域外に6月以上居住している者で、この要綱の施行の日以後に本市に転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定による転入をいう。以下同じ。）をするものをいう。
- (3) 住居手当等 事業主が従業員に対して住宅に要する費用を補助する趣旨で支給する手当（これに類するものを含む。）及び住宅扶助をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件をいずれも満たす移住者とする。

- (1) 空家バンク制度を利用して賃貸借契約を締結したこと。
- (2) 初めてこの要綱による補助金の交付決定を受けた日の属する月から

起算して3年以上当該空家住宅等に居住する意思を有すること。

- (3) 当該空家住宅等の所有者等と2親等内の親族でないこと。
- (4) 暴力団員等でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、この要綱による補助金の交付決定を受けた日の属する月から当該年度の末日の属する月まで（以下「補助対象月」という。）に生じた家賃（敷金、管理費、共益費、駐車料金その他これらに類するものを除く。以下同じ。）から住居手当等を控除した額とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助対象経費を補助対象月の月数で除した額に2分の1を乗じて得た額が2万円（親族（内縁関係にある者を含む。以下同じ。）と同居する者にあっては、3万円）を超える場合にあっては、2万円（親族と同居する者にあっては、3万円）に補助対象月の月数を乗じて得た額とする。

2 補助金の交付は、一の移住者につき、連続する3年間を限度とする。

(交付申請)

第6条 規則第3条の規定による補助金の交付申請は、様式第1号に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 賃貸借契約書の写し
- (2) 空家に住んでみません家事業家賃補助金住居手当等支給証明書（様式第2号）
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 世帯全員の住民票の写し（初めてこの要綱による補助金の交付申請

をする場合に限る。)

(5) その他市長が必要と認める書類

2 規則第3条に規定する別に定める期日は、初めてこの要綱による補助金の交付申請をする場合にあつては、本市に転入した日から6月を経過した日とし、翌年度以降において継続して交付申請をする場合にあつては、当該年度の4月末日とする。

(交付決定)

第7条 規則第5条の規定による通知は、様式第4号による。

(交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第4号の規定により付す補助金の交付の条件として付する事項は、次のとおりとする。

- (1) 市長の承認を受けた場合を除き、交付決定の日の属する年度の末日まで当該空家住宅等に居住すること。
- (2) 規則及びこの要綱を遵守すること。

(交付申請内容の変更等)

第9条 規則第6条第2項の規定による申請は、様式第5号に変更内容が確認できる書類を添付して行うものとする。

(実績報告)

第10条 規則第11条の規定による実績の報告は、様式第6号に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 家賃の支払を証する書類
- (2) 世帯全員の住民票の写し

(補助金の交付の請求)

第11条 規則第13条第1項の規定による請求は、様式第7号による。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月12日から施行する。